

平成12年3月27日

各位

会社名：株式会社ユナイテッドアローズ
代表者：代表取締役社長 重松理
コード番号：7606 決算期：3月末
連絡者：取締役管理部長 杉岡勝人
電話番号：03-3479-8192

「商法第280条ノ19の規定によるストックオプション（新株引受権）の付与」
決議のお知らせ

平成12年3月27日開催の当社取締役会において、「商法第280条ノ19の規定による新株引受権の付与」に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 「ストックオプション（新株引受権）の付与」について

(1) 新株引受権の目的たる株式の額面、無額面の別および種類

当社額面普通株式

(2) 付与の対象者

平成12年3月31日以前に入社した当社従業員のうち、権利付与日に在籍する全員342名
付与の対象者氏名は別表に記載

(3) 新株引受権の目的たる株式の数

231,000株を総株数の上限とし、平成12年3月31日時点の待遇に基づき、主任以上81名に
対してそれぞれ1000株、主任未満261名に対してそれぞれ100株付与する。また、入社年月日に
基づき、上限を4000株、下限を0株として別途付与する。

(4) 新株発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協
会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値に1.025を乗じ
た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により行使価額を調整
し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ比例的
に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株引受権行使期間

平成14年7月1日から平成17年6月30日まで

(6) 新株引受権行使の条件

- a. 対象者として新株引受権を付与された者は、新株引受権行使時においても、当社の従業員である
ことを要する。ただし、役員就任および関連会社への出向・転籍等その他正当な理由がある場
合を除く。

- b. 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- c. その他細目については、平成12年6月24日開催予定の当社第11回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結する新株発行請求権付与契約に定めるところによる。

(7) 新株引受権付与の理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、新株引受権方式のストックオプション制度を実施する。

2. 停止条件について

上記1.の決議は、平成12年6月24日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「商法第280条ノ19の規定による新株引受権の付与」が決議されることを停止条件としております。

以 上